

出水市告示第98号

出水農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、整備計画の変更案について、本市の住民は、縦覧期間満了の日までに、出水市に意見書を提出することができる。

また、整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年5月23日から令和6年6月6日までにこれを出水市に申し出ることができる。

令和6年4月22日

出水市長 椎木 伸



1 整備計画の変更案の縦覧期間

令和6年4月22日から令和6年5月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 整備計画の変更案の縦覧場所

出水市役所 農林水産部 農政畜産課

3 整備計画の変更案の内容及び変更理由

別紙のとおり

#### 4 意見書の提出について

- (1) 意見書の提出方法については、直接持参、郵便、ファクシミリ又はインターネットによることとし、電話での意見は受け付けない。
- (2) 個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。
- (3) 意見書に対する個別の回答は行わず、変更後の整備計画を公表する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて告示する。

(別紙)

出水農業振興地域整備計画の変更案の内容及び変更理由

変更する計画	変更の内容	変更の理由
農用地利用計画	平和町 519 番 1、520 番、521 番、522 番 523 番、524 番、525 番、526 番、527 番 528 番、529 番、530 番、534 番、535 番 536 番、537 番、538 番、539 番、540 番 543 番、545 番、546 番、547 番及び 548 番 1 の土地（地目：畑、36,108 m <sup>2</sup> ）を 農用地区域から除外する。	冷凍食品工場 及び駐車場を造 るため
農用地利用計画	高尾野町上水流字山畑 471 番 1 の一部の土 地（地目：畑、550 m <sup>2</sup> ）を農用地区域から除 外する。	一般住宅を造る ため
農用地利用計画	大野原町 88 番及び 89 番の土地（地目： 畑、1,674 m <sup>2</sup> ）を農用地区域から除外する。	駐車場を造るた め
農用地利用計画	向江町 493 番の土地（地目：畑、2,815 m <sup>2</sup> ）を農用地区域から除外する。	貸家を造るため
農用地利用計画	汐見町 1126 番、1134 番、1131 番、及び 1133 番の土地（地目：田、4,649 m <sup>2</sup> ）を農 用地区域から除外する。	物流倉庫・事務 所・車庫・駐車 場を造るため

